

奈良市指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号。以下「条例」という。)第5条第2項及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定に基づき、市長の指定する指定管理者に係る奈良市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指定候補者(条例第4条第1項の指定候補者をいう。以下同じ。)の選定についての審査その他指定候補者の選定に関し市長が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、指定候補者の選定ごとに設置し、委員6人又は5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、第2号に掲げる委員の数は、2人以内とする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する部の長その他の市職員

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱され、又は任命された場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

4 前項に規定する場合を除き、委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該指定候補者の選定についての審査が終了した時までとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中であっても解嘱し、又は解任することがある。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査)

第5条 委員会の審査は、委員長が会議を招集して行う。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査の基準)

第6条 委員会は、条例第4条第1項に規定する選定の基準に従い、指定候補者の選定について審査しなければならない。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審査を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。